

東京航空局工事調達の総合評価落札方式に係る基本方針

東京航空局の工事調達における総合評価落札方式の適用に当たっては、下記のとおり実施することを基本とする。

記

1. 対象工事

1,000万円以上の全ての工事

※以下のタイプより選定

- ・ 技術提案評価型（A型）：技術的工夫の余地が大きい工事であり、構造上の工夫や特殊な施工方法を含む高度な技術提案を求める場合に適用。
- ・ 技術提案評価型（S型）：技術的工夫の余地が大きい工事であり、発注者が示す標準的な仕様に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求める場合に適用。
- ・ 技術提案評価型（SI型）：技術的工夫の余地が大きい工事であり、発注者が示す標準的な仕様に対して、一定の範囲内で費用を計上することを前提として、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案を求める場合に適用。
- ・ 施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）：技術的工夫の余地が小さい工事であり、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用。

2. 評価基準と配点

① 技術提案評価型（S・SI型）：最高加算点 43点（注1：42.5点）

（注2：最高加算点 44点（注1：43.5点））

【WT0対象の場合】

- ・ 技術提案 「40点」
- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 「2点」
- ・ WLB推進企業の認定を受けた企業等 「1点」（注1：0.5点）

【WT0非対称の場合】

- ・ 技術提案 「20点」
- ・ 企業の施工能力 「11点」（注2：A等級12点、A等級以外11.5点）
- ・ 配置予定技術者の能力 「10点」
- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 「2点」

② 施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）：最高加算点 22点（注1：21.5点）

（注2：最高加算点 23点（注1：22.5点））

- ・ 施工計画 「可・不可」（※Ⅱ型の場合は求めない）
- ・ 企業の施工能力 「11点」（注2：A等級12点、A等級以外11.5点）
- ・ 配置予定技術者の能力 「10点」
- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 「1点」

③ 技術提案評価型（A型）を実施する必要がある場合は別途調整する。

【備考】

注1：「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」について、次に示すいずれかの認定を受けている場合に、企業の施工能力に1点（土木工事・建築工事業A等級）又は0.5点（土木工事・建築工事業A等級以外の工事）を追加し評価を行う。ただし、企業の施工能力を評価しない発注方式である場合は、別に評価項目を設ける。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）
- ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

注 2 : 「空港土木施設におけるICTの活用対象工事」について、ICTの活用計画がある場合に、企業の施工能力に1点を追加し評価を行う。